

【安心】3. 障がい者が地域で暮らし働く社会づくりの推進

(1) 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

■ 現状と課題

- ・障がい者が地域で安心して生活していくためには、さまざまな地域生活の場面において、先入観や偏見、誤解などにより不利益を被り、孤立したり、困難な状況に陥ることがないよう、障害者差別解消法に基づく取り組み等を通じ、地域住民の理解の促進や相談・紛争解決体制の整備を図る必要があります。
- ・障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会実現の理念のもと、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送れるよう、必要なサービス提供基盤の整備を図る必要があります。
- ・施設や病院に入所（院）している障がい者が、グループホームなど自ら選んだ地域で暮らしていくよう地域生活への移行・定着支援や、相談支援体制の充実など地域で安心して暮らせる体制の整備が求められています。
- ・平成25年の精神病床の平均在院日数は、全国平均より100日以上長い402.1日となっており、その短縮を図る必要があります。
- ・障がい者が生き生きと個性を發揮しながら生活をより豊かにしていくよう、芸術・文化活動やスポーツ、交流活動などへ気軽に参加できる環境づくりが求められています。

■ これから的基本方向

- ・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を図ります。
- ・障がい者が身近な地域で安心して自立した生活が継続して送れるよう、個別の支援ニーズに応じて利用する居宅介護などの訪問サービスや生活介護、就労継続支援などの通所系サービスの提供体制の整備を推進します。
- ・施設や病院に入所（院）している障がい者が、地域生活にスムーズに移行できるよう、生活訓練や相談支援体制などを整備・充実するとともに、家族や地域住民の理解の促進、住まいの場の確保等、地域定着支援の体制整備を推進します。
- ・芸術・文化活動やスポーツ・レクリエーションの振興を図ることにより、障がい者の自立や社会参加を推進します。

■ 主な取り組み

①障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進

- ・差別の解消に資する条例等の制定による、啓発活動や知識の普及、及び紛争解決のための体制の整備
- ・地域住民との交流による理解の促進

②サービス提供基盤の整備

- ・居宅介護、生活介護、就労継続支援などのサービス提供体制の整備
- ・在宅の障がい児が身近な地域で相談・支援を受けられる療育支援体制の充実
- ・自閉症などの発達障がいや交通事故などによる高次脳機能障がいのある人への支援
- ・障がいのある子どもの家族に対する相談支援の充実
- ・障がい者（児）に対応可能な歯科診療体制の整備

③地域生活への移行促進

- ・グループホーム等地域生活における住まいの場の確保
- ・主体的な自立生活を支える相談支援体制の強化
- ・地域移行・地域定着を支える人材の確保と専門性の向上
- ・精神科病院に入院している障がい者の地域移行・地域定着の促進

④芸術文化・スポーツの振興と社会参加の推進

- ・大分国際車いすマラソン大会や障がい者スポーツ大会の開催などによる競技スポーツの振興
- ・障がい者アートに対する県民理解の促進や創作活動に関する環境づくりへの支援
- ・N P Oやボランティアなどのサポートによる障がい者の社会参加・交流活動の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
グループホーム利用者数	1,325人	1,672人	2,000人

【安心】3. 障がい者が地域で暮らし働く社会づくりの推進

(2) 障がい者の就労支援

■ 現状と課題

- ・障がい者が地域で自立して暮らせる社会の実現のためには障がい者の雇用促進が重要であり、また、障害者雇用促進法の改正により法定雇用率の算定対象に精神障がい者が加えられる等、身体障がい者だけでなく、知的障がい者や精神障がい者の雇用の促進が求められています。
- ・大分県の障がい者の平均工賃は全国平均を上回っていますが、さらなる工賃の向上に向けた取り組みが求められています。
- ・障がい者の就労にあたっては、個々の障がい特性に応じたきめ細かな対応が求められています。

■ これから的基本方向

- ・障がい者雇用の場の拡大、職業訓練などの就労対策を障がいの特性に応じて総合的に実施し、障がい者雇用率日本一をめざします。
- ・障がいの特性や障がい者の個別のニーズに合わせ、就業面と生活面を一体的に支援する体制づくりに取り組みます。
- ・共同受注、共同販売などの取り組みを進めるとともに、展示販売の場を提供するなど、障がい者の製作した商品の普及宣伝を推進します。
- ・障がい者が学校卒業後に円滑に就労できるよう、在学中から就労体験を行うとともに、職業技能の習得や関係機関との連携強化を図ります。

■ 主な取り組み

①障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実

- ・福祉・医療の分野をはじめとした各業種における障がい者雇用の促進
- ・障がい者雇入れ体験などによる障がい者雇用への理解促進
- ・障がい者の職業能力開発、雇用環境整備、雇用機会の拡大、定着支援
- ・障害者就業・生活支援センター等を活用した相談支援体制の充実
- ・知的障がい者・精神障がい者の県庁での職場実習と雇用の機会の提供及び市町村での雇用機会の拡大
- ・就労継続支援A型事業所の設置・拡大のための支援の充実
- ・特別支援学校高等部生徒に対する就労支援の強化

②障がい者の工賃向上のための支援の充実

- ・共同受注、共同販売体制の確立及び障がい者による製品、商品の紹介や販売の場の提供
- ・人材育成や事業所間ネットワーク構築による工賃向上への担い手づくり
- ・アドバイザー派遣によるコスト削減、技術向上、製品開発、販路拡大の支援
- ・障害者優先調達推進法に基づく国、県、市町村からの優先調達の推進
- ・農業団体等との連携強化による農作業の受注促進や障がい福祉サービス事業所で生産された農産物の販売支援

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
障がい者雇用率の全国順位	2位	1位	1位
障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額の全国順位	12位 (H25年度)	全国トップレベル	全国トップレベル